

小中高いじめ通報システムの導入に関する調査

山口 高史^{†1} 広戸 隆成^{†1} 江見 圭司^{†1}

いじめ通報システムの先行事例を調査し、システム運営にあたっての諸課題を検討したうえでモデルとなるシステムを試作した。

Research on Bullying Report Systems in Elementary and Secondary Education.

TAKASHI YAMAGUCHI^{†1} TAKAAKI HIROTO^{†1} KEIJI EMI^{†1}

We have looked into several bullying report systems, and developed a trial system.

1. はじめに

1.1 イジメの現状およびイジメ報告システムの必要性

近年、子供のいじめや自殺、または教員による暴力などニュースで取り上げられることが多くなり、世間でも大きく注目されている。特に平成 23 年 10 月 11 日に大津市の中学 2 年生の男子生徒が自宅で自殺したニュースは大きく報じられた（大津市中 2 いじめ自殺事件）。原因は、自殺した生徒が自殺の練習を強要されるなどの苛烈なイジメを受けていたことと考えられている。これを受けて、被害生徒の自殺後に学校で全校生徒にイジメの有無に関するアンケート調査をし、結果いじめの存在が明らかになったにもかかわらず学校側はその事実がなかったという隠ぺい行為を行っていた。

表 1：いじめの認知件数[1]。

たとえば、H18 年は平成 18 年度を表す。

	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年
小学 校	60,897	48,896	40,807	34,766	35,988
中学 校	51,310	43,505	36,795	32,111	32,348
高等 学校	12,307	8,355	6,737	5,642	6,617
特別 支援 学校	384	341	309		342
計	124,898	101,097	84,648	72,778	75,295

表 1 からはいじめが学校で認知されている件数は平成 18 年度から平成 22 年度にかけて漸減傾向にあることがわか

るが、平成 23 年度のいじめ認知件数は 19 万 8108 件となり平成 22 年度の約 3 倍に迫るといった結果になった。このいじめ認知件数が増加した原因として、上述の大津市中 2 いじめ自殺事件を受け教育委員会、学校側が認知調査に力を入れたためであるとされている。さらに、全国の小中高生の平成 23 年度の自殺者は昨年度より 44 人増加し 200 人とされている。自殺した理由として、理由不明：58%、父母の叱責：12%、進路問題：10%、その他：20%で、この中にいじめによる自殺者が含まれ 4 名であるとされているが、いじめによる自殺者として計数されるにはいじめがあったという事実が判明しなくてはならない。よって、筆者らは理由不明の 58%にはいじめによる自殺者にも、いじめの事実が確認されなかったものが多く含まれていると考えている。かかる問題を解決するために、本研究ではいじめの早期発見し自殺者を減少させ、情報隠ぺいを防ぐことを目的としいじめ報告システムの開発に取り組むことにした。その過程において国内外における先行事例、学校側によるイジメの隠蔽を防止するために第三者機関によるイジメ報告システムの運営の可能性、システム運営における法的、教育的諸問題についても検討した。

2. 先行事例

2.1 日本

日本国内外においていくつかの類似システムが既に実装、運用段階に入っている。まず日本国内における事例について報告する。

日本においては 2014 年初頭現在で実装、運用が確認されているのは NPO 法人いじめ監視センター（広島県）が提供する「i@signal（アイシグナル）」である。現在広島県福山市の名王台高校および東京都品川区の公立中学校数校で運用されている。品川区における導入は平成 25 年度から

^{†1} 江見圭司 山口 高史 広戸 隆成 京都情報大学院大学
The Kyoto College of Graduate Studies for Informatics

であり上述の大津市中 2 いじめ自殺事件の発生が端緒になったと思われる。導入費用は現在のところ無料である。

アイシグナルの存在は導入校においてシグナルカードと呼ばれる書面によって通知される。紙面には URL のほか QR コードが印刷されおりこれをスキャンすることによって容易にスマートフォン等の携帯端末でもアクセスが可能となっている。シグナルカードは報告者として想定される生徒、保護者、地域住民に配布される。

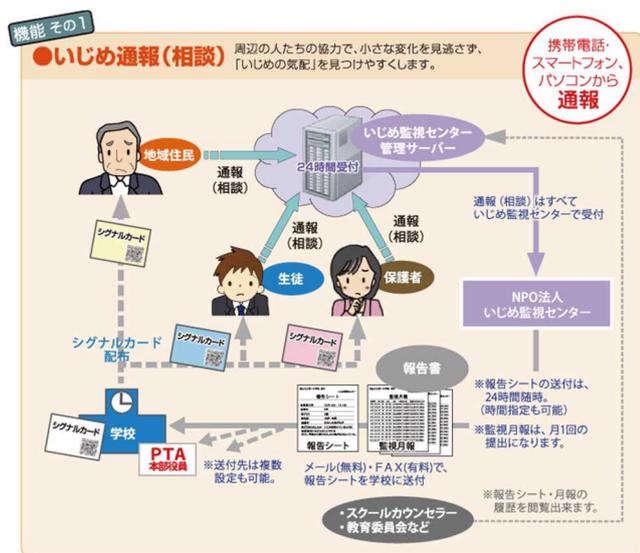


図2 アイシグナルのシステム概要[2]

報告者はイジメの発生を認知、あるいはイジメの気配を感じた場合、アイシグナルの送信フォームにアクセスし必要な事項を記述、選択し送信する。イジメの気配を感じただけで送信できることが後に紹介する日本国外の事例と比較した場合の特徴となっている。

モデルとして例示されているシステムでは(A) 誰が「わたしが、わたしの友達が、私の子供が、私の子供の友達が、近所の子供が」(B) どうされましたか「ちょっと気になることがある、いつもと様子が違う、いじめを見た、いじめを聞いた、いじめを受けているようだ、いじめをしているようだ、いじめに加わっているようだ」から選択したうえで(C) 具体的にはどんなことかを記述する仕様となっている。報告を完全に匿名とするか、実名匿名選択制にするかはクライアント(学校、教育委員会)側で選択可能となっている。

通報された情報はいじめ監視センターの管理サーバーに集約され、学校側は報告シート、月報のかたちでこれを読覧することができる。



図3 アイシグナルの画面見本[2]

なお、いじめ監視センターの職員は報告を閲覧することができず、あくまでいじめ早期発見のためのインフラ提供に特化している。将来的にも独自に情報の分析を行う予定はない。なおアイシグナルにはいじめ報告システムの他にイジメ調査アンケートという機能もあるが本研究とは関連性が乏しいので紹介は割愛する。

品川区においては本システムと同時に目安箱、専用電話によるイジメ報告の制度も導入されたが導入から 2013 年 10 月までに報告件数はアイシグナルに対するものは 9 件、電話によるものは 11 件、目安箱に対するものは 329 件になっておりアイシグナルの周知が十分ではないことが伺える。

2.2 米国

SPRIGEO は米国法人 THE Sprigeo, INC (以下 SPRIGEO 社という)によって運営されるイジメ報告システムである。全米 500 校あまりで採用実績があり、日本よりもこの種のシステムが普及していることが伺える。利用料は年間一校あたり 695 ドル、初期費用として 100 ドルが別途必要である。システムについて紹介する前にアメリカの学校教育におけるイジメの状況について同社 HP を引用し簡単に触れておきたい。

毎日 16 万人のアメリカの子供が危険を感じるせいで学校を休んでいる、75%の子供が日常的にいじめを経験している、いじめ事案のうち 65%は報告されない、従前のペーパーベースの報告システムでは一校あたり年に十件程度の報告しか受けることができない、などという状況にある。

イジメの報告フォームは以上のようなものであり、日本のアイシグナルに比べるとより詳細で具体的な報告を求めている。

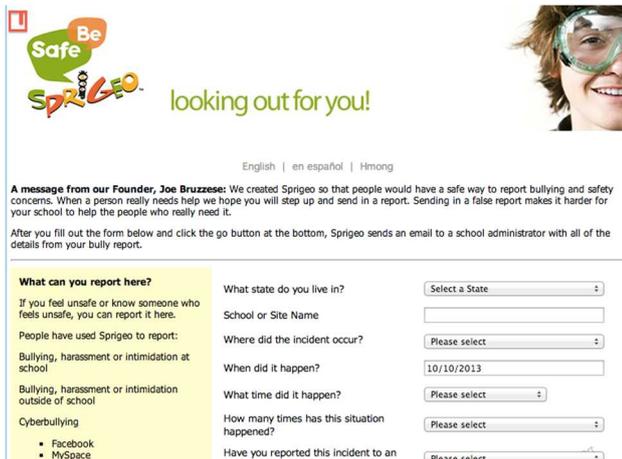


図3 SPRIGEO [3]

具体的には以下の項目の報告が求められている。

- ・ 報告者の居住地
- ・ イジメの発生地
- ・ イジメの発生に珍事
- ・ イジメの頻度
- ・ イジメを大人に報告したか?
- ・ 加害者氏名
- ・ 被害者氏名
- ・ イジメの具体的内容
- ・ 報告者氏名
- ・ 報告者電話番号 (任意)

また、アイシグナルとの違いとして集積されたイジメ情報がいじめ防止施策の研究のために SPRIGEO 社自身によって利用されることが指摘できる。将来的には集積されたデータを利用していじめ防止のための教職員研修やコンサルティングなどを行うことも計画されている。システムの運用実績としては上記の通り 500 校あまりで採用されているほか、一校あたり一日一通程度のいじめ報告が届く状況にある。また、全報告の 99% が真実であると確認されている。

3. 試作したシステム

3.1 先行事例を踏まえたシステムの開発

先行事例を元に、図4のようなシステムを開発した。学校内でいじめられている人を目撃した場合にメールを匿名で教師に通報することができ、学校側がいじめの事実を報告しても対応を行ってくれない、教師自身がいじめに加担している場合には教育委員会に通報することができるようになっている。ただし、通報という形のため送信した内容に対しての返信を受けることはできない。しかし、いじめられている人物が本人である場合には、教師または教育委員会への相談が可能になっている。

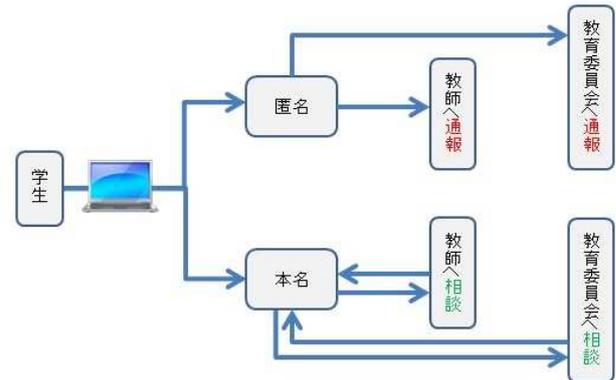


図4 プロトタイプ

4. イジメ報告システムが導入された場合の法的諸問題の検討

4.1 個人情報保護法上の問題

いじめ報告システムはその運営過程において個人情報収集せざるを得ない、そこで個人情報保護法（正式名称は個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）上の可否を検討する。同法 2 条 3 項は「この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう」と規定している。SPREGIO, アイメンタルいずれのタイプのシステムの運営者も該当すると思われる。

また法 18 条 1 項は「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。」と定めているところ、イジメ通報システムの場合は利用目的を公表しているのが該当しないと考えられる。

また法 23 条は「1 項 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2 項 2 号 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

3 号 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」と定めているがイジメ報告サイトは 2 号ないし 3 号に該当すると思われる。以上検討したように少なくともシステム運営上個人情報保護法に抵触することはないと考えられる。

4.2 イジメ報告システムの不正利用に関する問題

いじめ報告システムの運用にあたって虚偽の報告がなされた場合の対処が問題となる。法律上は学校側（運営法

人たる学校法人もしくは地方公共団体)に対する不法行為(民法 709 条), 刑法上学校側に対して偽計業務妨害(刑法 233 条), 虚偽報告によって被害を受けた生徒に対しては名誉毀損罪(刑法 230 条)として加害者の法的責任を追求しようと考えられるが加害者が児童生徒である場合, 学校によって行われる懲戒処分のほうがより威嚇力, 予防力として大きな効果を発揮すると考えられる. この点, 日本の現行法は大きな問題を抱えている. いじめ加害児童生徒に関する処遇とあわせ次章において考察する.

4.3 イジメ事案における加害者被害者の処遇に関する問題

日本の学校教育法上, 公立小中学校においては他の児童生徒に加害行為を行った者を退学処分にはできない(学校教育法 26 条 3 項). そこでイジメ加害児童生徒に対して学校側がどのような措置をとりうるかが問題となる. 学校教育法第 35 条, 第 49 条は他の児童に傷害, 心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為を繰り返す児童生徒の保護者に対して児童生徒の出席停止を命ずることを認めている.

しかしながら平成 23 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(4)によると平成 23 年度において義務教育機関の加害生徒児童(対教師暴力を含む)のうち出席停止処分を受けたのは 17 名に過ぎない. 転校させられたものも 68 名であり極めて少ない. また下級審裁判例によると問題行動を起こした生徒を教室から排除することは教育を受ける権利を侵害するものとして許されないとされている.(昭和 63 年 2 月 4 日静岡地方裁判所民事第 2 部判決). このように義務教育機関在籍者に対する制度的な制裁には相当な制約があると言える.

他方, 非制度的な指導に目を転じると学級担任等による指導が小学校では 5760 件, 中学校では 35437 件, その他の教職員による指導も盛んに行われていることが窺い知れる. 特に中学校段階では警察等の学校外の機関による指導が盛んに行われていることが注目される.(4)

いじめ被害児童生徒と加害児童生徒を引き離す方法としてはクラス替え等が多く行われている. またいじめられた生徒に対しては別室を提供したり, 常時教職員が付くなどして心身の安全を確保するなどの措置(小学校で 1,128 件, 中学校で 1,677 件)が広く行われている.

出席停止や退学が困難であっても, かかる措置でいじめ通報時の被害児童生徒の安全を確保することは短期的には可能であると考えられる. しかしながら長期的, 根本的な解決には至らないし元より被害児童生徒の教育を侵害する形での対処は公平性の見地からも問題があると考えられる. ここでアメリカ合衆国においてイジメ等の非違行為を行った児

童生徒がどのような処遇を受けているかを見てみたい. 片山(2008) (5)によると米国の学校ではイジメ等の非違行為に対して多様な懲戒処分が制度的に予定されておりいじめっ子をいじめられっ子から隔離することが容易である. その例としてはタイムアウト(かっこ一定時間教室から当該児童生徒を排除する), 早朝登校, 放課後居残りの命令, 学内停学(一定期間登校を禁止し問題行動をやめさせるためのプログラムを受けさせる処分), 学外停学(一定期間登校を禁止し学外のオルタナティブスクールで授業を受けさせる), 恒久的な退学などが挙げられる.

また実際の運用においても 2002 年-03 学年度において学外停学が 308 万 3810 人(全米の公立初等中等教育機関児童生徒の 6. 37%) 退学が 8 万 9131 人(同 0. 19%)に適用されるなど日本に比してかかる処分が積極的に運用されていることが伺える.

5 まとめ

筆者らは本研究開始当初, もっぱらシステム開発の技術的側面にもっぱら関心を向けていた. しかしながら研究, 議論をすすめるうちにシステム開発自体はそれほど困難ではなく, システムを導入した場合に生じる上記の制度的諸問題こそが重要であるという見解を有するに至った. 現在, 出席停止の積極運用が議論されているところであるが(6), それにとどまらず上記の米国の制度, 立法例等を参酌した多様な懲戒オプションを整備が望まれる.

参考文献

- 1) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 ”平成 23 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について”
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/03/_icsFiles/afieldfile/2013/03/13/1331725_01_1.pdf, 2014 年 1 月 15 日現在
- 2) NPO 法人いじめ監視センター
<http://www.ss-center.net/office/i@signal.html>, 2014 年 1 月 15 日現在
- 3) SPRIGEO いじめ報告フォーム,
<http://report.sprigeo.com/>, 2014 年 1 月 15 日現在
- 4) 文部省 ”「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」”
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_johoka/future_school.html, 2014 年 1 月 15 日現在
- 5) 片山紀子 ”アメリカ合衆国における学校体罰の研究—懲戒制度と規律に関する歴史的・実証的検証” 風舞書房(2008)
- 6) ”第一回民間教育再生会議 ”
<http://www.kyoiku-saisei.jp/kyo-ikusaisei/kyo-ikusaisei.html>, 2014 年 1 月 15 日現在